

## 公益財団法人滋賀県消防協会評議員及び役員の推薦等に関する基準（内規）

### （目的）

第1条 この基準は、定款第11条第1項及び第22条第1項の規定に基づく公益財団法人滋賀県消防協会の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）候補者の推薦等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （選任方法）

第2条 役員等の選任は、定款第11条第1項及び第22条第1項の規定により、評議員会の決議によって行われる。

### （推薦方法）

第3条 評議員会に提出する役員等の候補者は、定款第43条に規定する会員（以下「会員」という。）とし、定款第48条第1項に基づき滋賀県消防協会支部（以下「支部」という。）の意向を反映し、評議員及び役員候補者推薦区分表（以下「別表」という。）に定める人数の範囲内において理事会が推薦することができるものとする。

2 支部は、前に協会長に推薦した役員等が任期満了となったとき、又は、自らの意思等で任期満了前に辞任したときは、別紙様式により後任の者を協会長へ推薦できるものとする。

### （理事候補者の推薦）

第4条 理事候補者については、第7条の規定に基づき、別表の区分により各ブロックまたは各支部より推薦のあった者のうちから、理事会において候補者として選任のうえ、評議員会に推薦するものとする。

2 第3条及び前項の規定にかかわらず、滋賀県市長会会長、滋賀県知事が推薦する者（2名以内）及び協会事務局長を理事候補者に、また、会長候補者にあつては、学識経験者または協会のために抜群の功労のあった者として理事会が推薦する者を理事候補者として推薦することができる。

### （監事候補者の推薦）

第5条 監事候補者については、会員で、第4条の理事候補者を除いた者のうちから第7条第4号の規程に基づき、該当ブロックより推薦のあった者を理事会において候補者として選任のうえ、評議員会に推薦するものとする。

### （評議員候補者の推薦）

第6条 評議員候補者については、会員で、第4条の理事候補者及び前条の監事候補者を除いた者のうちから、第7条の規定に基づき、各支部より推薦のあった者を理事会から候補者として推薦するものとする。

### （支部等の推薦方法）

第7条 各ブロックまたは各支部が、役員等の候補者の推薦を行う場合は、次の各号によるものとする。

(1) 会長は、全ブロックから推薦する。

- (2) 副会長は、市長会会長及び各ブロックから1名を推薦する。
- (3) 理事は、会長及び副会長を除き、各支部より、所属する会員の内から1名（ただし、その所属する会員数が1,000名を超える支部にあつては2名とする。）を推薦する。
- (4) 監事は、2名とし、会長及び副会長の2名を選出するブロックを除くブロックから別に定めるブロックの順番に従い、当該ブロックよりそれぞれ1名を推薦する。
- (5) 評議員は、各支部より所属する会員の内から1名（ただし、その所属する会員数が500名を超える支部にあつては、500名を超えるごとに1名ずつ増やすものとし、1,500名を超える支部にあつては4名とする。）を推薦する。

(改 廃)

第8条 この基準の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年3月5日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

## 評議員及び役員候補者推薦区分表

区	支 部	市町、局・本部	会 長 (理事)	副会長 (理事)	理 事	監 事	評議員
1	大 津	大津市		1	2		4
		大津市消防局					
	高 島	高島市			1		2
		高島市消防本部					
計		1	3	6			
2	湖南広域	草津市		1	2		3
		栗東市					
		守山市					
		野洲市					
		湖南広域消防局					
	甲賀広域	湖南市			2		4
		甲賀市					
甲賀広域消防本部							
計		1	4	7			
3	八 幡	近江八幡市		1	1		2
		竜王町					
	東 近 江	東近江市			2		3
		東近江消防本部					
	日 野	日野町			1		1
	愛 知	愛荘町			1		1
計		1	5	7			
4	彦 根	彦根市		1	1		2
		彦根市消防本部					
	犬 上	豊郷町			1		1
		甲良町					
		多賀町					
計		1	2	3			
5	米 原	米原市		1	1		2
	長 浜	長浜市					
		湖北消防本部					
		計			1		3
小 計			5	17	2	29	
全 県	学識経験者						
	市長会長			1			
	知事推薦者				1		
	事務局長				1		
小 計			1	2			
合 計			1	6	19	2	29

【別紙様式】

平成 年 月 日

公益財団法人 滋賀県消防協会長 様

滋賀県消防協会 ○○支部長

評議員・理事・監事候補者の推薦について

公益財団法人滋賀県消防協会の評議員・理事・監事の候補者について、次の者を推薦します。

候補者の氏名

推薦する 役職名	氏 名	所 属	階級・職名等

添付書類（候補者ごとに別様に作成の上、推薦書に添付してください。）

- 1 評議員・理事・監事候補者の履歴
- 2 誓約書

【添付資料】 評議員・理事・監事候補者の履歴

(ふりがな) ( )

候補者の氏名

㊟

現住所		
生年月日	昭和 年 月 日	( 歳)
最終学歴	( 年 月卒業)	
職業		
入団・採用年月日		
消防歴	昇任年月	昇任等した階級・職名
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
県協会・支部歴	就任した期間	就任した役職名
	年 月～ 年 月	
公職歴	就任した期間	市町議会議員等公職の名称
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
賞	受賞年月	授与された表彰等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
兼職の状況	兼務している法人・団体名	役職名

# 誓 約 書

平成 年 月 日

公益財団法人 滋賀県消防協会長 様

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
生年月日 昭和 年 月 日

- 1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号ロからニまでに規定する欠格事由に該当しません。
- 2 私は、私が代表理事又は業務執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第29条第1項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を貴法人に通知いたします。
- 3 私は、私が代表理事又は業務執行理事に就任している他の公益法人が、認定法第29条第2項各号のいずれかに該当するものとして、認定法第28条第1項に規定する勧告又は第3項に規定する命令を受けたときは、直ちにその旨を貴法人に通知いたします。
- 4 私は、本日現在理事を務める全ての他の公益法人の名称及び役職名等を貴法人に通知いたします。
- 5 私は、4に基づき通知した事項について変更があるときは、遅滞なくその旨を貴法人に通知いたします。
- 6 私は、公益認定を取り消された場合には、認定法第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、他の行政機関への情報の提供について同意いたします。

《参考》

1 認定法第6条第1号ロ、ハ、ニ（要約）

- (1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ア 認定法の規定に違反したこと
  - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
  - エ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
  - オ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
  - カ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 認定法第28条(勧告、命令等)第1項及び第3項(要約)

- (1) 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- (2) 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 認定法第29条第1項各号(要約)

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- (1) 第6条(欠格事由)各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定又は許可を受けたとき
- (3) 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき
- (4) 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき

4 認定法第29条第2項各号(要約)

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条(公益認定の基準)各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき
- (2) 前節(公益法人の事業活動等)の規定を遵守していないとき
- (3) 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき